

平成27年第1回熊野町議会全員協議会
会議録

1. 招集年月日 平成27年2月27日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成27年2月27日

~~~~~  
4. 出席議員（14名）

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1番 沖田 ゆかり        | 2番 片川 学          |
| 3番 時光 良造         | 4番 民法 正則         |
| 5番 荒瀧 穂積         | 6番 大瀬戸 宏樹        |
| 7番 藤本 哲智         | 9番 山吹 富邦         |
| 10番 山野 千佳子       | 11番 久保隅 逸郎       |
| 12番 中原 裕侑        | 13番 尺田 公造 (途中退席) |
| 15番 南田 秀夫 (途中退席) | 16番 馬上 勝登        |

~~~~~  
5. 欠席議員（1名）

14番 佛圓 大源

~~~~~  
6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

- (1) 第4次熊野町行政改革大綱について（報告）
- (2) 平成27年度当初予算の編成状況について（報告）
- (3) 第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定について（報告）

|           |       |
|-----------|-------|
| 町 長       | 三村 裕史 |
| 副 町 長     | 立花 隆藏 |
| 教 育 長     | 林 保   |
| 総 務 部 長   | 内田 充  |
| 総 務 部 参 事 | 石井 節夫 |
| 総 務 次 長   | 岩田 秀次 |

企画財政課長

宗 條 勲

【総務・民生部】

(4) 社会保障・税番号制度について（報告）

(5) 熊野町子ども・子育て支援事業計画について（協議）

(6) 熊野町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について（協議）

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 立 花 隆 藏 |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 内 田 充   |
| 民 生 部 長   | 清 代 政 文 |
| 総 務 次 長   | 岩 田 秀 次 |
| 民 生 部 次 長 | 光 本 一 也 |
| 企画財政課長    | 宗 條 勲   |
| 福 祉 課 長   | 加 島 朋 代 |
| 住 民 課 長   | 西 村 隆 雄 |

【総務・教育部】

(7) 地方教育行政制度の改革について（報告）

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 立 花 隆 藏 |
| 総 務 部 長   | 内 田 充   |
| 教 育 部 長   | 藤 森 孝 弘 |
| 総 務 次 長   | 岩 田 秀 次 |
| 教 育 部 次 長 | 三 村 伸 一 |
| 企画財政課長    | 宗 條 勲   |

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 立 花 一 郎 |
|--------|---------|

8. 案件

【総務部】

- (1) 第4次熊野町行政改革大綱について（報告）
- (2) 平成27年度当初予算の編成状況について（報告）
- (3) 第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定について（報告）

【総務・民生部】

- (4) 社会保障・税番号制度について（報告）

【民生部】

- (5) 熊野町子ども・子育て支援事業計画について（協議）
- (6) 熊野町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について（協議）

【総務・教育部】

- (7) 地方教育行政制度の改革について（報告）

【議会】

- (8) 退職一時金並びに退職年金の請求について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（馬上） おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

報道関係者より傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件が5件、協議案件が2件、それぞれ説明を受けることとし、後ほど事務局より、退職一時金並びに退職年金の請求についての説明があります。皆様からさまざまな意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しいところ全員協議会を開催いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の協議会では、協議案件2件、報告5件について御説明させていただきます。

まず1件目は、第4次熊野町行政改革大綱の報告であります。同大綱は、実施計画とともに計画期間を平成23年度から27年度までの5年間とし、このたびの報告は、平成25年の中間年の実施状況についての御説明となります。

なお、この中間報告につきましては、2月17日付で行政改革懇談会から適当である旨の答申を得ております。

2件目として、3月定例議会に上程予定の平成27年度当初予算に係る編成状況につきまして、その概略を御報告いたします。

3件目は、第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定についての報告となります。平成23年に策定した第5次熊野町総合計画の前期基本計画が平成27年度末をもって終了することから、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画の策定方針等について御報告するものでございます。

4件目は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきまして、制度の概要、制度の仕組み・利用内容等について御報告をさせていただきます。

5件目は、熊野町子ども・子育て支援事業計画について、子ども・子育て支援法に基づき、本町の子育て支援策の方向性や目標を定めるもので、平成27年度から平成32年度までの5カ年間の計画を定めるものであります。

6件目の、熊野町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画については、第5期計画が平成26年度に終了するため、平成37年を見据えつつ、平成27年度から29年度の3カ年の第6期計画の策定を行っています。計画の概要や介護保険料等について御説明させていただきます。

7件目は、地方教育行政制度の改革について報告させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。本町としましては経過措置が設けられておりますが、法律施行日において運用を図りたいと考えております。

改正法の概要として、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一体化した新たな責任者として、新教育長を置くこととなりました。また、総合教育会議、教育の振興に関する施策の大綱の制定等について報告をさせていただきます。

本日の提出案件等は、以上7件でございます。

また、本日の案件には入れておりませんが、昨年6月23日に筆の里振興事業団から「熊野筆セレクトショップ新規出店の調整状況について」として文書で報告させていただいたところですが、このたび実施期間等が決まりましたので、資料を席のほうに配付させていただきます。

また、著名な文化人による「筆の世界に遊ぶ文化人展」の開催や「文房四宝まつり」等の筆文化振興のため多大なる御貢献をいただいている石坂浩二氏に、熊野町筆文化大使の要請をお願いしたところ、快くお引き受けいただきましたので、筆の日週間の最終日となります3月22日の日曜日に、筆の里工房において委嘱状の授与式を予定しております。改めて、議員の皆様には授与式の案内をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、4月に執行されます町議選開票結果の放送につきまして、議員の皆様にお願ひ事項がございますので、お時間をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ありがとうございます。

それでは、早速協議会に移ります。

最初は、総務部門から始めたいと思っております。

報告案件です。第4次熊野町行政改革大綱について、執行部から説明を受けたいと思っております。

内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） それでは、報告案件（1）、第4次熊野町行政改革大綱実施計画の進捗状況について、A3横書きの資料1を用いまして御説明をさせていただきます。

なお、それ以外に資料1-1「取組状況報告書」の冊子、資料1-2「平成25年度職員提案」、資料1-3「行政改革懇談会からの答申書」の写しを配付させていただいておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

それでは、説明のほうへ入らせていただきます。

それでは、まずA3判資料1、「行政改革大綱実施計画の進捗状況報告」についてをござんいただきたいと思っております。

まず1、実施状況でございます。本町の第4次行政改革大綱実施計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年となっております。町では、この実施計画

に掲げました取り組み全76項目について、その着実な実施を図るため、毎年、進行管理を行うとともに、実施状況を公表することとしております。本日は、中間年に当たる平成25年度の取り組み状況について、御報告申し上げます。

「平成25年度の実施状況」という集計表をごらんいただきたいと思います。平成25年度は新たに6項目が実施になり、合計44項目、76項目中約6割の進捗という状況でございます。なお、平成25年度に新たに実施した6項目につきましては、次の表で太文字表示をしております。

それでは2、平成25年度の主な実施状況について、改革の柱ごとに御説明をさせていただきます。

まず最初の柱は、「住民との信頼関係を強化する」でございます。ここでは、住民の方々との信頼関係構築のため、町からの積極的な情報発信や住民の方々の意見把握に努めることによって、行政の透明性の向上と行政への御理解・御協力を高めていこうとするものでございます。

項目の1、情報発信の充実に関する取り組みでございます。一体の生活圏を形成する広島市安芸区と安芸郡4町において、各地域の魅力資源などを活用した地域間交流や、連帯感の一層の醸成、安芸地区全体の魅力向上を図るための交流会議を立ち上げました。これによりまして、平成26年度からホームページ上での情報発信の共有を開始し、また年度末には観光資源マップを完成させることとしております。

町広報やホームページにつきまして、平成25年度からリニューアルに向けた検討を始めました。これは昭和34年の広報創刊から、第500号を迎える平成27年度中のリニューアルに向け、情報収集等の作業に着手したものでございます。民間業者との協働事業として、事業者広告とともに各種の行政情報、ハザードマップを掲載した「くらしとガイド」の冊子を作成しました。実用性の高い手軽で便利な情報ガイドとして御利用いただくため、平成25年9月に全戸配布させていただきました。

また、住民の方々に町の予算、事業に関心を持っていただくため、わかりやすい予算書を作成し、広報及びホームページでお知らせすることとしました。これは以後、毎年度掲載を行っております。

項目1、住民の視点に立った接遇やサービス向上では、窓口業務向上を目的に、平成24年度に実施した窓口アンケートの結果を受けまして、記載台の記入例について改良を行いました。対話型行政の推進に関しましては、隔年で実施しております地域懇談会

を、7月から10月にかけて14会場で開催いたしました。

2番目の柱、「住民との協働のまちづくりを進める」では、地域の身近な課題の解決につながる事業、または地域の人や団体が広く交流できるような事業に対しまして、平成21年度から補助事業を継続実施しております。平成25年度は、6件の活動事業に対し、54万5,000円を助成いたしました。6件の内訳としましては、遊歩道の整備1件、清掃活動2件、花の植えつけ活動3件でございます。

また、まちづくりにおける住民参加手法の拡充としまして、地元筆業者さんから申請のありました「観光案内所 筆の駅」建設事業に対し、民間都市開発推進機構からの施設整備補助金1,200万円を交付しております。

右側のページに移りまして、3番目の柱、「自主性・自立性の高い財政運営を行う」でございます。収納対策の強化という項目では、安定的かつ持続的な歳入を確保するため、まず収納対策の強化として、町税、国民健康保険税、上下水道料金等の収納率、収納金額の向上に取り組むこととしております。平成25年度におきましても、催促、督促、財産調査及び差し押さえ、給付の制限や、水道などでは使用停止等々を中心に実施しまして、自主財源確保の向上と、納税等の意識の高揚に努めております。効果額としましては、平成25年度では1,600万円余りと見込んでおります。

項目の1、課税客体の拡充・未利用地等の売却でございます。平成25年度の普通財産の売却といたしましては、3筆、359.21平方メートル、額といたしまして700万円余りの未利用地を売却しております。今後も利用計画のない普通財産の売却、またここに記載しておりませんが、深原地区町有地に関しましても、売却事務を進めてまいりたいと考えております。

広告料収入でございます。町の財源確保の取り組みの一つである広告収入に関しましては、ホームページと広報紙は毎年、封筒は印刷の際に広告募集をしております。平成25年度は、広報・ホームページで99万1,000円、封筒5万円の、計104万円余りの収入がございました。

使用料、手数料等の適正化に関しましては、平成26年4月1日からの消費税率の変更を定めた法令との整合を図るため、平成25年12月定例会において、関係する条例改正を行っております。

なお最下段の行政財産の使用料に関する条例改正は、使用料の額について、金額表示から、その額を引用する根拠法令を記載する方式に変更したものでございます。

次の庁舎等の節電による電気料削減であります。小まめな消灯や設定温度の徹底、電力量のデマンド管理などにより、使用量を11%程度低減いたしました。料金は単価の値上がりにより9%の増加となりました。

公用車につきましては、運行記録の適正な管理を行う、効率的な更新を行うことを目的としており、その結果、平成25年度は廃車3台、新規1台といたしました。また、当該年度は別に荻野工業様から5台の新車の寄附がありましたので、これにより、平成27年度当初予算に選挙作業用軽トラック、これは全額県からの特定財源を見込んでおりますが、これを除いて、新車購入を控えることができるものと考えております。

次に、国民健康保険に関しましては、業務の効率化を推進する方策について検討することとしておりましたが、県を保険者とする広域化への移行が検討されておりますので、この項目は終了としております。

国保広域化につきましては、具体化した段階で、適宜、議会の方へお諮りしたいと考えております。

最後4番目の柱は、「社会の変化に対応できる行政運営を行う」でございます。

項目1の効果的・効率的な組織の構築といたしましては、毎年、職員要望ヒアリングを実施し、熊野町定員適正化計画に定める職員数の中での配置に努めているところでございます。平成26年4月1日現在の職員総数は156人、適正化計画に対してはマイナス4名という状況でございます。

項目1の全庁的な事務処理、効率化の推進につきましては、職員提案制度を実施しております。平成25年度は計25件の提案がありました。その概要につきましては、資料1-2として添付をしております。

職員提案は、所属部署においては日常的に行われておりますので、ここでの職員提案制度は、他の部署に属することへの提案がほとんどとなります。このため提案より意見といった傾向が強いこともありますが、出された内容については担当部署に情報提供することとしております。右側の摘要欄は、提案後の状況でございます。

それでは資料に戻っていただきまして、水道課と下水道課の統合でございます。平成25年度、議会において改正条例の議決をいただき、平成26年4月1日から上下水道課に統合いたしました。この職員配置により、2名の人員を他の不足部署に配属することができたところでございます。

項目の1、電子自治体最適化への取り組みでございます。情報化に関しましては、平



成26年4月に、基本ソフトの業者サポートが終了すること、6月に庁舎内のLANWAN機器類が更新を迎えることから、平成25年度に導入作業の大半を行うこととなりました。幸い、トラブルもなく、平成26年5月に全ての移行を終えております。

また、自治体クラウドの共同利用協議会に参加したのも平成25年度となります。これは情報システムを、これまでのように庁舎でなく、外部の堅固な民間のデータセンターに保管管理し、町は通信回線でこれを利用する形態にしようとするものです。

御承知のところでございますが、複数の自治体が共同で行うことで、コスト削減、システム管理業務への負担軽減、またセキュリティの強化、災害対策などからメリットが大きいと考えております。本町に関しましては、平成27年度から導入作業を開始し、平成28年4月から運用開始の予定でございます。

以上、平成25年度の主な取り組み状況について、御説明をさせていただきました。

最後になりますが、今後の取り組みといたしまして、今後も社会保障費や老朽化した公共施設の改修費の増が見込まれますことから、引き続き不断の努力をもって、この第4次行政改革を進めてまいります。

なお本日の内容につきましては、町ホームページで住民の方々に公表したいと考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） ちょっと聞いてみるんじゃがね、行政改革という何であるんだけども、何でこれが行財政改革、財政が入ってないのかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 行財政改革は通常よく使われる言葉なんですけれども、一応行政という形の中で、財政は当然のことながら運営しなければいけないということで、そういう形の中で財政も一応この中でいろいろな形の事業についても検討していくということでは考えております。

以上でございます。

〇議長（馬上） 尺田議員。

〇13番（尺田） じゃけえじゃが、今後の取り組みという中で最後のほうに、財政運営の厳しさが予測されるという。予測されるものなら最初から中へ取り組んで、行財政というものに取り組むべきじゃないのかね。

〇議長（馬上） 内田部長。

〇総務部長（内田） 項目の中には、例えばいろんな面において、事業についてはなかなか難しい、例えば道路建設とかいう形のものが必要不可欠な事業はやってこなきゃいけないという形は当然でございます。

ただ、事務経費、人件費、また役場の管理経費、先ほど申し上げました電気代とか、いろんなところにつきましては、極力節約ができる形で検討項目を入れてるという形の中で、財政についてもそういう形の観点でかかわってきているという形でございます。

〇議長（馬上） 尺田議員。

〇13番（尺田） じゃあ、これを一つずつ見たら、各課の報告ぐらいしか見えないの、小さ過ぎて。いわゆる庁舎全体の、どういう大きな事業をやって、どういうことがされてこういう変化があるのか、あったんだというならわかるけども、各課、各部署だけの羅列だよ、はっきり言って。こういう場で、あんたしらが資料を提出するだけのものじゃないと思う。

聞きたいのは、人件費の分で、職員総数156人、適正計画では160人案だけど、県やよその町へ、組織へ出向した人間も入っているのかね、これは。

〇議長（馬上） 内田部長。

〇総務部長（内田） この156人の中には県庁のほうで派遣をして勉強をさせている職

員、また国保団体等のほうに行った職員も入っております。

また、済みません、ちょっと先ほど言葉不足で申しわけございませんでした。財政計画という形ではなくて、この計画自体は第5次の熊野町総合計画、また後期基本計画等の中で、行政改革という形の中で、全体的な計画の中に一つ組み入れたものとして作成をしております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（尺田） 作成自体って見えないんだよね、実際。一番下の、こういう資料やなんかでも、書いてあることは物すごく小さい字だよ。いわゆる保険会社が約款に書いてるぐらいの・・・ないの。これは、わしらみたいな年寄りには見るなど言ってる、はっきり言って。何でもうちょっと親切な取り組みをしないのかね。そしたら、何ぼでも尋ねたいことがわかる。老眼鏡をやっても見えないんだ、これ。これで片方で、やあ、人権だ、差別だ、・・・だから。これがあんたしらの行財政改革の、行政改革のなんか、一つの柱になるのかね。ちょっとそこを教えてくれるかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 大変、確かに細かい小さな字になっております。今後は、半ページにあるのを右ページ、今予算書と同じような形の見方で、大きなもの、もう少しわかりやすい形で掲示をさせていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） 済みません。効果的、効率的な組織の構築の中で、総職員数、先ほど尺田議員がお尋ねになられたわけですがけれども、この計画の中には臨採とかパートとか、そういう分が加味されてないですよ、当然ながら。そこらあたりの計画とか、もしくはその計画に対する適正人員とか、そういうのはどういうところであらわしていただけるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部長（内田） おっしゃるように、臨時職員、いろいろな嘱託職員を含んでおりません。あくまでも臨時職員は職員がどうしても足りないところに補充するという形なんですけれども、ただ現状の中では経常的に臨時職員が当たっているということも事実でございます。

その中の状況の中で、一つの中では、将来的にはそこのところも事務の効果によって臨時職員を削減するという形の中で努めてまいりたいとは考えておりますが、基本的には今の定数管理の中で160人を基本として、その中に足りないところの補完を行うという形で臨時職員、また嘱託職員、特に嘱託職員のほうにつきましては6時間、短時間労働になりますので、スポット的な雇用ということになりますが、そういった形の中で、利用できるところについてはやはりそこは利用していきたいと考えておりますが、基本的に160人のスタッフで賄える形に持っていかなければいけないというのが、実際には言われるように定数管理の面からいえばそういう形の中で努めなきゃいけないとは考えております。ただ、今の現時点では、ちょっと今のところできていないのが現状でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（藤本） 最後に一言がよかったです、できてないんですね。そうですね。

やっぱりこれも民間であればパートをどうするかとか、臨時をどうするかというのは、計画の中に入れ込んで、その中で、それも含めたこういう発表でないと、足りないから要る、仕事がないから要らない、そういうのはちょっとおかしいなど。できてないとおっしゃったので、それはもうこれ以上突っ込んでもしょうがないですけど。

この大綱の中に入れられるものならそこらあたりも入れて、総職員の適正なものであるとか、臨採、パートの適正なものであるとかいうものも検証していかないと、余分であったりとか、本当に足らなかつたりした場合、職員に負担がかかるということで言えば、できてないということなんで、できるようにこれから先、5年間ですかね、やってもらいたいなというふうに思います。

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部長（内田） 説明のほうもちょっとなかなかまとめてなく説明させていただいたわけなんですけれども、おっしゃいますように、全体的なものを今後、適正化の中で検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（沖田） 報告書の中に、住民との信頼関係を強化するというので、住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応するというのがあります。また、先ほど言われました行政改革推進状況という、この小さい文字のところですが、申請書とか公文書の簡素化ということで、見直しを行うことで事務の簡素化、効率化を図り、住民サービスの向上を図るというふうに書いてあるんですけれども、アンケートをとって、それに対してこたえて、それで実施したというのではなく、窓口対応に関しては多くの町民の方から苦情というか、お聞きしております。

申請書の一つ出すにしても、さまざまな書類をそろえて出さないといけないのに、何度も何度もあちこち担当課を回されたり、行ったり来たりということで、お仕事をされている方などはお昼休みの時間しか本当に来ることができなくて、市内に通っていらっしやる方なんかは必死に駆けつけて、休み時間に役場のほうに訪れるんですけれども、一度で済ませたいと思っているのに何度も何度も足を運ばないといけないような対応をされて、あの書類が足りない、この書類が足りないということを言われまして、大変本当にどうしてももう少し丁寧に対応していただけないのかという声を多数伺っておりますので、ここにもありますが、職員のモチベーションを高く、力量のある職員を育成するという項目もありますので、この点においてももう少し丁寧に窓口対応ができるような職員教育というか、お願いなんですけれども、これはぜひともやっていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部長（内田） 今、議員さんのほうからも御指摘がありました。そういった形の中

もまた含みまして、今の分がそれで完了したという形ではなくて、さらに事務の効率化が図れるような形で、今後とも検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○5番（荒瀧） いろいろお聞きをしながら、いろいろな意見があるというのもありますので、ちょっと申し上げたいと思っております。

改革という捉え方でございます。改革というのは本来ある姿に戻すための改革なんです。だから、改革というのは何か革新的に捉えられますけれども、本来は保守的な考え方です。本来の姿。だから、本来の姿はいかにあるべきかとなると、役場という組織は町の一番大企業です。公用の場です。だから、女子のパートでも、働き場というのをどんどん広げていく大事な要素があると思います。

効率化、効率化というんで、思想になってるんです。効率化こそ最大である。でも、行政をしょったら効率的ばかりではできんものがたくさんあります。高齢化すれば目も見えんようになる、耳も聞こえんようになるわけです。だから、ゆっくりお話をして、どう伝えていくか。これはやはり民間ではなくて行政だからできるジャンルなんです。ここもようよう認識されて。

私が一番今最近読んだ本の中で出ております、根っこはどこにあるか。人間教育ですよ、人間形成。というのは気づきであったり、ああ、これはもっとこうやったほうがよりこの人のためにはよかったなと。この気づく人間をどう育てるか。これはここの中のどこにありますか。根っこです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（内田） ちょっと済みません、どこの位置というのはちょっとすぐに申し上げられないですけれども、一応行政改革の中には、当然のことながら職員の研修の強化というのもございます。そういった形の中で、研修を強化する上において各種の研修、また実際には自主研修、また外のほうの外郭団体のほうにお伺ひして、そういった形の研修ということで、やはり職員同士、上司からの部下に対する研修も当然必要なものだ

とは考えております。

ただ、いろんな観点の中で、熊野町の中だけで捉えられるわけではなくて、全体的に大きな行政のほかの団体の職員との会話も必要なものとして考えておりますので、そうした研修も含んで、やはり研修を積んでいかないことには、なかなか職員の意識の改革というのも難しいものがあると思いますので、部内の研修、またいろんな機会を通じて、研修の強化という形で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 参考までに、何カ月か前に蒲島知事ですね、熊本の。この方がどこかのガバナンスか何かでコメントを入れてらっしゃいます。読まれた方ありますか。議会の中にありますので読まれたらいいと思います。皿を割れと言ってらっしゃいます。責任をわしがとると。ねえ、町長。職員にそういう意識改革、本来の姿にするにはリーダーシップが要るんですよ。いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） リーダーシップをとるように頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 先日、ちょっと廿日市から市会議員の友達が来たんですけども、熊野町役場はどこにあるんですかと言われて、ナビで調べるとここと場所はわかるんですけども、入ってみると確かに熊野町役場という文字がすごい小さいんですよ。ここだと思うんだけど、どこにそれが書いてあるのかわからないと。

今から情報発信のこの役場は場になると思うし、観光の場にもなるだろうと思うので、いろんなところで注目の場になるんですけど、やっぱりもう少し大きく、道路から一番今交差点もすごくよくなっているので、はっきりわかるような何か考えられたほうがいい

いんじゃないかという提案を受けて、ああ、それもそうだな。見てみると屋根の下のほうに小さい字で熊野町役場と書いてあるが、これじゃあちょっと見にくいなと思いました。

内の中から見るとなかなかそういうのは見えないけど、外から見るとやっぱりそういう目線が違うんだなと思いましたので、ちょっと考えていただければと思っておりますが、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） なかなか私たち、自分たちはそこに通ってる、また熊野町の方たちはそういう形の中で見ていらっしゃるということなので、確かに外部の方から見られたら、そういう形の中でちょっと気づかないよということであれば、当然それが正当な意見だと思います。

特に、やはり道路標識ですね。これが私たちもよそに行くときには道路標識等を大きな目標にしますので、そういった形の中で改善できる場所があれば、また検討させていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それでは、第4次熊野町行政改革大綱の報告については、引き続き行政改革に取り組まれることとし、次の報告に移ります。

報告案件です。平成27年度当初予算の編成状況について、執行部から説明を受けたと思います。

副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 平成27年度当初予算の編成につきまして、その概要を資料2により御説明いたします。

まず、予算編成の基本的な考え方でございますが、限られた財源により、第5次熊野町総合計画に沿った取り組みを、引き続き推進してまいります。具体的には、西公民館の移転改築を中核事業とした都市再生整備事業などによる「暮らしの基盤が整ったまちづくり」、生活福祉交通の運行や生活道路の改良などによる「日常生活を快適に暮らせるまちづくり」、子育て支援の充実や学校施設の耐震化などによる「子供が健やかにた

くましく育つまちづくり」、防災・減災対策の強化などによる「安全に安心して暮らせるまちづくり」などがございます。

町財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にありますが、まちづくり指標の目標値を達成するための取り組みを積極的に行うとともに、新たに策定する後期基本計画に盛り込むことを予定するブランド戦略をも見据え、事業の選択と集中を一層図るとともに、歳出削減などにより健全財政の維持に努めることといたします。

また、昨年12月に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づき、国の補正予算により措置された「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、プレミアム商品券の発行等により消費喚起を促す経済対策を講じるほか、地域創生の取り組みに係る経費について本年度の補正予算に計上する予定であり、これらを平成27年度当初予算と一体的に執行してまいります。

こうした考えのもとに予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は86億1,700万円となっております。本年度当初予算額76億5,000万円に対し、12.6%の増となっております。

また、先ほど申しましたように、本年度の補正予算に地域住民生活等緊急支援交付金を財源とする事業費約7,700万円の計上を予定しており、これを加えた予算規模は、約87億円となる見込みでございます。

次に、主要事業を部門ごとに御説明いたします。なお、補正予算分は、後ほどまとめて御説明させていただきます。

まず、総務部門です。

災害予防及び応急対策事業では、防災・減災対策として防災避難集会所1カ所を整備することとしております。

筆の里工房事業では、外壁改修等の老朽化対策を実施することとしております。

次に、民生部です。

都市再生整備事業では、神田児童会館跡地への西部ふれあい広場の設置や大型遊具の設置工事を実施することとしております。

社会保障・税番号制度導入事業は、複数機関が保有する個人情報が同一人物の情報であることを確認するための基盤を整備するもので、全ての国民に個人番号をつけるなど、社会保障・税番号制度を導入する上で必要な、住民基本台帳業務等の電算システム改修を行うものでございます。

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業は、消費税率引き上げに伴う低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な措置として給付金を支給するものでございます。臨時福祉給付金は、町民税非課税の人を対象に1人6,000円を、また、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の対象児童1人につき3,000円を支給するものでございます。

次に、建設部です。

都市再生整備事業では、側溝・町道整備、緑地・公園整備を実施することとしており、専用住宅地である熊野団地を次世代へつなぐため、住環境を保全し、利便性の高いまちづくりを推進いたします。

町道舗装修繕事業は、経年劣化によるひび割れ、損傷が著しい町道の舗装修繕工事の実施により、道路網の安全性と快適性を確保するものでございます。

また、子育て定住促進事業により、子育て世代の定住を引き続き促進することとしております。

次に、教育部です。

小・中学校耐震補強・大規模改造事業等では、熊野第二小学校南校舎の屋根防水工事、熊野第四小学校体育館の屋根・天井改修工事、熊野中学校南校舎の耐震補強工事及び大規模改造工事を実施することとしており、これにより全ての学校施設の耐震化が完了いたします。

公民館一般事務事業では、西公民館の移転改築工事を実施することとしております。また、グリーンニューディール補助金を活用し、町民会館及び西公民館機能を移転して新たに設ける施設に太陽光発電設備を設置することとしております。

社会体育施設管理事業では、老朽化の著しい町民グラウンドの照明設備の改修工事及びフェンスの改修工事を実施することとしております。

続きまして、歳入、歳出の概要について御説明いたします。

まず、歳入のうち町税は、労働人口の減少による個人町民税の減、景気の動向に左右される法人町民税の減を見込むものの、固定資産税が路線価の導入、地籍調査の反映等による増、軽自動車税についても増を見込むことから、総額としては、前年度との比較では、ほぼ横ばいの22億7,000万円。

地方交付税は、個別算定経費の増に伴う基準財政需要額の増加、特別交付税の児童扶養手当分の増を見込み、総額で3.5%の増となる20億9,300万円。

国庫支出金は、社会保障・税番号制度導入事業、都市再生整備事業、中学校耐震補強・大規模改造事業に伴う補助金などの増額などによって、20.2%増となる12億3,800万円。

県支出金は、国民健康保険事業関連の保険基盤安定負担金やグリーンニューディール基金事業補助金の増額などにより、12.9%増となる5億7,600万円。

町債は、都市再生整備事業、中学校耐震補強・大規模改造事業に伴う借り入れで79.5%増の7億6,300万円を予定しております。このうち、地方交付税を補填し、後年に交付税措置のある臨時財政対策債は、3億3,100万円を予定しております。

次に、歳出です。

まず、総務費は21.0%増の11億8,300万円。筆の里工房外壁改修に係る経費や、電算システムを他の市町と共同利用することでコスト削減を図るためのクラウドシステムへの移行に伴う経費の増などによります。

民生費は、4.2%増の31億7,200万円。都市再生整備事業、社会保障・税番号制度導入経費の増などによります。

衛生費は、4.6%増の6億8,600万円。長寿命化のための安芸地区広域ごみ焼却場事業負担金の増、段階的に農家人口を減じる措置による安芸地区衛生施設管理組合負担金の増などによります。

商工費は、5.7%減の1億4,900万円。緊急雇用対策事業として実施する観光案内所運営に係る熊野町地域資源活用事業の終了などによります。

土木費は、6.0%減の7億4,900万円。深原地区町有地造成関連工事の減などによります。

教育費は、83.5%増の15億4,700万円。西公民館移転改築による新施設整備事業、グリーンニューディール基金事業、小・中学校耐震補強・大規模改造事業、社会体育施設管理事業の増などによります。

公債費は、8.2%減の6億1,700万円。平成16年度に借り入れした減税補填債、町立図書館建築に伴う町債の償還終了が減の主な要因でございます。

現時点における平成27年度当初予算の編成状況は以上のとおりです。

最後に、補正予算関係のうち、国の10分の10の交付金を活用した経済対策、地域創生への取り組みについて御説明いたします。

まず、商工費ですが、商工振興事業において、プレミアム商品券の発行助成費用約3,

400万円、筆産業振興事業においては、熊野筆（書筆）割引券を発行し、書筆の消費喚起を図るための費用約700万円と、熊野筆ブランドを保護するため、海外における商標登録手数料の助成費用300万円、観光推進事業においては、町の紹介ビデオの作成、広島駅新幹線名店街・広島ブランドショップTAUでの町のPR事業及び筆づくり体験事業に対する助成費用として約2,300万円を予定しております。

また、教育費では、社会教育一般事務事業において、乳幼児から小学低学年を対象の中心とした、読み聞かせや読書環境を整備することにより、魅力ある教育のまちづくりを推進するため、絵本の購入等として約1,000万円を予定しており、全体で約7,700万円の計上となります。

これらにつきましては、3月定例会に補正予算として上程させていただき、その全額を繰越明許費とすることを願います。平成27年度予算と一体的に執行したいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明は終わりましたが、この件に関しましては3月の定例会において、改めて執行部に対して詳細な説明を求めることといたします。

それでは、次の報告に移ります。

報告案件です。第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。

内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） それでは、資料3の「第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定について」を説明申し上げます。

二つの事項がございまして、一つ目は総合計画の後期基本計画について。二つ目は、地域創生を推進する「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略についてでございます。

まず一つ目、「第5次熊野町総合計画・後期基本計画」についてでございます。図で表しておりますように、心も体も健やかな「ひと」と、暮らしやすく元気な「まち」、このような「ひと」と「まち」を育むことにより、本町の将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の実現を図ろうとする10カ年の基本構想と、この基本構想を達成するた

めに取り組むべき施策の目的や方針を示した前期5カ年の基本計画を平成23年に策定しており、来年度が前期基本計画の最終年度となりますので、新たに後期5カ年の基本計画を策定いたします。

次に、2点目、昨年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略についてでございます。この新法は、人口減少に歯どめをかけ、東京への人口集中を是正し、地域で住みよい環境を確保することで、活力ある日本社会を維持することを目的に、「まち・ひと・しごと」の、それぞれの創生を一体的に推進する上での基本理念や国の責務などのほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成等を定めております。

「まち」の創生とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること。「ひと」の創生は、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保すること。「しごと」の創生は、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することであると法律に明記されており、これらの取り組みを推進する上での目標や施策の基本方針等を定める「総合戦略」を、国、都道府県、市町村が、それぞれ人口の将来展望を踏まえて計画策定することとされたところです。市町村の計画は、国や都道府県の総合戦略の中身を勘案することとされております。

資料下側の破線での囲みに基本目標と記して4点ほど記載しておりますが、これが国の総合戦略の基本目標です。これらを勘案して総合戦略を考えることとなりますが、この国の基本目標を端的に言うと、上から順に、「産業振興」、「定住人口や交流人口の拡大」、「子育て支援」、「広域行政や行政と住民の協働によるまちづくり」といったことになろうかと思えます。これらは、「ひと」と「まち」を育むとする本町の基本構想の目指すところと一致しており、総合戦略の中身は、1点目の後期基本計画の内容とかなりの部分でオーバーラップすると考えますので、両者の策定作業は、一体的に行ってまいります。

なお、成果品として一つの冊子とするか、別々に編さんするかは未定でございます。

恐れ入りますが、別添資料をごらんください。後期基本計画の策定骨子について御説明いたします。

まず、1ページ目ですが、左上「策定目的・視点」の囲みの中、計画策定の視点として、協働のまちづくり、議会との連携、成果目標の設定と公表、財政予測との整合といった従来の視点を継承しつつ、新たに、ブランド戦略を推進いたします。

次に、その右の囲み、策定体制として、地域懇談会の開催、ホームページでの意見公募、審議会での審議等を踏まえることといたしております。

スケジュールは、下の図のとおりでございます。既に事務レベルで、具体施策の骨子づくりに必要な整理を進めております。

審議会は、来年度4回程度開催いたします。審議会での審議等を踏まえ、皆様にも適宜御報告をさせていただき、御意見をいただきます。

2ページをごらんください。左下の囲み、「後期計画策定の考え方1」でございます。白抜き文字で書いてございますように、現在の計画は、「序文」に続き「序論」、それを踏まえた「基本構想」が掲げられております。そして、それらを踏まえて「基本計画」へと展開する、現在の計画はこのような構成となっております。

この左下の囲みの最後に記載しておりますように、「基本構想」は、議決を経て策定されたものでございますので、これは、原則修正いたしません。その前段にある「序文」と「序論」につきましても、文言等の修正を除き、基本的に現在の内容を踏襲いたします。したがって、現行の基本構想を踏まえた、後期5カ年の基本計画を策定することが、今回の作業のほぼ全体像ということになります。

右上の「後期計画策定の考え方2」に、基本計画策定までの手順を4段階で整理しております。現在、内部で行っておりますのは、第1段階、具体施策に係る骨子案づくりでございます。基本構想が10年間であるのに対し、基本計画を5年としておりますのは、社会情勢等の変化に柔軟に対応するためでございますので、前期計画を策定した後の、自然的、社会的、制度的な変化を整理し、今後を予測し、既存事業の進捗状況なども踏まえて行政課題を整理し、施策の方針を立てる。そうした事務レベルでの作業を行っております。

第2段階としてブランド戦略を検討し、第3段階で計画素案をつくり、最終段階に向かうといった流れを想定しております。

ブランド戦略でございますが、「まちの活性化と成長の好循環を実現させる上で、他の自治体と比較して優位にある本町の要素に行政資源の投入を優先させる」、そのような仮の定義づけを行っておりますが、ブランド戦略の定義づけや、何を柱とするかなど、今後しっかりと議論をしてまいりたいと考えております。

その下の破線の囲みに「まち・ひと・しごと創生法」の総合戦略について整理しております。その中の左側、国の総合戦略の囲みのちょうど真ん中あたりに、国の基本目標

の一つとして「地方への新しいひとの流れをつくる」とあります。先ほど申しましたように、これを端的に地方側から表現すれば、「定住人口や交流人口の拡大」と言えようかと思えます。「ひとの流れ」を本町に向かわせ、人口の維持拡大を図ったり、観光人口を増加させ、地域活力を高める。そのためには、本町への移住や定住を決断いただける要素づくり、あるいは、人を引きつける本町のイメージづくりといったブランド戦略が、今後ますます重要になると思われます。後期基本計画には、こうした視点を盛り込み、行政資源の集中を図ってまいりたいと考えております。

このブランド戦略が、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく総合戦略そのものであるかと考えておりますので、後期基本計画と総合戦略の策定作業を一体的に行ってまいりたいというところでございます。

3 ページの左側をごらんください。後期基本計画における施策の骨格でございます。基本構想により、既に10年間の施策の骨格である「政策体系」が整理されておりますので、基本的にはこの体系に沿って計画づくりを進めてまいります。

第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 町の基本計画ですから、重要ないわゆるアウトラインをつくる重要なことをこれからまた後半進めるとのことだと思んですが、一つ、議会との関係をちょっとお尋ねするんですが、今ありました、報告を適宜すると、議会にね、という話がありました。それで資料の1ページ目の下を見ると、今の全員協議会、11月と2月というような全員協議会に報告があるような図面があります。私は少なくとも審議会の都度、議会とのすり合わせといいたしめようか、もう少し基本計画に議会としても接するべきだと思んですが。こういった計画はございませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 議員おっしゃるとおり、できるだけこちらのほう、今後は2回ということになっているんですけども、審議会等も踏まえて議会のほうへ報告をさせてい

ただきたいと思います。そのように努めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（大瀬戸） 極力そうしていただきたいんですけども、報告ということはもちろんいいんですが、例えば一つの手としては審議会の中に議員が何名か入るとか、やはり特に第一段階、基本計画の第一段階、第二段階ぐらいのあたりまでは、最終の仕上げの部分はいいかもしれませんが、骨子の部分に関しては、議員がやっぱりある程度は絡む必要があると思うんです。そういったことはどうでしょうか。報告だけで終わるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 審議会のほうには議会のほうからも入っていただく形の、現在もそうなんですけど、そういう形になっております。

今回、報告ということにつきましては、実は先ほども申し上げましたように、計画をつくる段階ではこれは法律の中で議会のほうでそういう形の中で議決をとらなきゃいけないという形でさせていただいてましたので、現在、うちのほうの法律改正等がございまして、その後の分につきましては、今のところはそれがなくなっていますので、今の段階では御報告させていただきながら、これは報告だけで終わるのではなくて、当然のことながら議会からいただいた意見については反映させていくのは当然のこととございますので、そういった形の中で考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（馬上） それでは、第5次熊野町総合計画・後期基本計画等の策定について、適宜策定状況の報告を行うこととし、次の報告に移ります。

報告案件です。社会保障・税番号制度について、執行部から説明を受けたいと思います。



清代部長。

〇民生部長（清代） それでは、「社会保障・税番号制度」、いわゆるマイナンバー制度について説明いたします。

資料4をごらんください。

まず、1、制度の概要でございますが、この社会保障・税番号制度は、国や県、市町村など、複数の機関に存在する個人情報、例えば、町では住民基本台帳をもとに税や国保などに関する個人情報、国では年金に関する個人情報など、それぞれの行政機関に個人の情報が存在します。これらが同一人の情報であるということの確認を行うための基盤、そして、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラであるとされております。

この番号制度の導入により、左側の枠でございますように、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、また行政事務の効率化が図られるなどの効果が得られ、右側の枠でございますような公平・公正な社会など、実現すべき社会を目指そうとするものです。

続いて、2、制度の仕組み、利用内容等で、まず（1）の「社会保障・税番号制度の仕組み」につきましては、図で示しておりますが、三つの項目の相互関係により成り立っています。

①の「付番」では、住民票を有する個人全員に、重複のないように最新の氏名、住所、性別、生年月日と関連づけられた新たな番号がつけられ、法人にも同様に付番されます。その番号をもとに、左下の②「情報連携」として、複数の機関と機関との間において、それぞれが管理している個人番号の情報が同一人の情報であることを関連づけて、そして相互に活用する仕組みとされております。また、③の「本人確認」についてですが、申請や届け出の際、書類に自分の個人番号を記載し、それを行政側で確認します。本人確認は、成り済ましを防止する観点から、必要不可欠な仕組みとされております。

続いて、資料の右側（2）の「個人番号の利用」ですが、個人番号は、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。住民の皆さんには、年金、雇用保険、医療保険や、確定申告などの税の手続などで申請書に個人番号の記載を求められ、記載された個人番号により、行政側ではさまざまな情報の照合を行います。複数の業務の間での連携が進み、住民側では添付書類が不要になるなど、利便性の向上が図られます。その一例としまして、会社を退職して国保に加入しようと

する際に、退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書など、手続上添付書類が不要となります。

続いて（３）の「情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）」ですが、政府は、平成２９年１月をめどとして、情報提供等記録開示システムを設置するとされております。個人が、自宅のパソコンで自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認したり、あるいは行政が保有する自分の番号を確認したりする機能を付加するとされております。

３、個人番号の付番、通知等ですが、まず、ことしの１０月ごろ、個人ごとに１２桁の個人番号がつけられ、その個人番号を記載した通知カードが全員に配布される予定となっております。また、来年２８年１月からは、申請により、この通知カードと引きかえに個人番号が記載された個人番号カードが交付できるようになる予定です。個人番号カードは顔写真つきで、氏名、住所、生年月日、性別、裏には個人番号が記載され、そうした情報がＩＣチップに記録されます。

２ページ目をお開きください。

４、制度における安心・安全の確保ですが、ソフト面、システム、ハード面から、個人情報の保護を図り、安心・安全を確保しようとするものです。

まず、制度面における保護措置ですが、番号法に規定されているものを除いて、特定個人情報、いわゆる個人番号を含む個人情報を収集・保管したり、またデータを記録したりすることが、法律で禁止されております。

また、総理大臣のもとに、独立の第三者機関として昨年設置された特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われ、制度における適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じることとされております。

特定個人情報保護評価は、国や地方公共団体等実施が義務づけられているもので、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析・評価し、リスクを軽減するための適切な措置を講ずることが義務づけられております。事務従事者には、正当な理由なく特定個人情報を提供、盗用した場合など、個人情報保護法や住民基本台帳法などの罰則規定よりも重い罰則とされております。

また、システムにおける保護措置として、個人情報を一元化せず、各行政機関が分散管理することとされております。これは、どこかで個人情報のデータを一元管理することにより、一度にデータの紛失、盗用というリスクを減らすため、国、県、市町など、

それぞれの行政機関で固有の情報を保有することとするものです。

下に図を掲載しておりますが、個人番号の利用は情報提供ネットワーク内で情報のやりとりを行うことになっておりますが、セキュリティを高めるため、照会・提供では個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施されます。

事務には、IDとパスワードにより、許可された者しか従事できないようにし、人の制限・管理を実施します。通信時には、通信の内容を記号に置きかえ、通信の内容を解読できなくし、各機関が情報のやりとりを行います。

本町において必要となる事務としては、まず、番号制度に関する町の条例や規則などの改正、申請書や台帳等を整理する必要があり、来年度には順次、所要の改正や特定個人情報保護評価を行います。

次に、システム構築関係では、中間サーバーの構築とともに、平成26年度から予算計上をしておりますが、住基、税、国保などの各業務のシステムで個人番号の付番に対応できるよう既存システムの改修を行います。

最後に、スケジュールを、平成25年から平成29年までのスケジュールを表示しております。これまで申し上げました内容を四つの項目に分けて掲げております。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑があればお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬上） それでは、社会保障・税番号制度についてはこの程度とし、次の協議に移りたいと思います。

協議案件です。熊野町子ども・子育て支援事業計画について、執行部から説明を受けたいと思います。

民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 熊野町子ども・子育て支援事業計画につきまして、お手元の資料5により説明をさせていただきます。

まず、1ページ左側をごらんください。

1の計画の概要でございますが、熊野町では、平成21年度に「筆の都 子ども未来 21 熊野町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てに関するさまざま

まな取り組みを推進してきました。しかし、国全体が人口減少期に入り、その後も子供の数は減少傾向にあり、出生率も低下しております。その背景には、経済状況や就労状況における仕事と子育ての両立の難しさや、理想とする子供の数を持ってないことによる出生数の低下、ライフスタイルの多様化による未婚化や晩婚化の進行などが挙げられております。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、全ての子供と子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、次世代育成支援行動計画の後期計画の内容を踏まえ、熊野町子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとします。

新制度において目指すべきことについては、次の3点です。

幼稚園や保育所等の量の見込みとその確保の方策では、ニーズ調査をもとに必要利用定員総数を設定することで、よりきめ細かなニーズに対応するとともに、産休や育休明けに円滑に各種サービスを利用できるための取り組みを進めて、待機児童を出さないよう取り組みます。

地域における子ども・子育て支援の取り組みでは、子育て支援センターや延長保育、妊婦健診などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、専門性の高い支援の充実に向けた取り組みでは、障害、疾病、虐待、その他家族の状況等により、社会的な支援の必要性の高い家庭に対する専門的な支援の充実を図ります。

次に、本計画の期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

計画の基本理念では、現在の計画を踏襲し、「安らぎの子育てを支え、力強く健やかな子供を育む熊野町」とし、熊野町が、「安心して子育てを営むことができ、子供が主体的にのびのびと成長するまち」、そして「子供たちの成長を町民みんなで支援するまち」になることを引き続き目指します。

熊野町の子供を取り巻く現況ですが、熊野町の人口は減少を続けており、平成26年では2万4,874人となっています。年齢3区分別人口を見ますと、年少人口（0歳から14歳）と生産年齢人口（15歳から64歳）が減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、全国的な動向と同じく、少子高齢化が確実に進んでいます。ま

た、出生者数も年々減少していることから、平成27年度以降の将来児童数は、今後も減少していくものと予測されます。

右のページをごらんください。

施策の体系ですが、先ほど説明しました基本理念をもとに、「安心・安全」、「支え合い」、「のびのび」の三つのキーワードで施策を推進してまいります。

資料の2枚目をごらんください。

主な取り組みとして、キーワード①「安心・安全」では、親になることへの不安、子供の健やかな成長への不安、危険箇所や犯罪に対する不安など、子育てを取り巻くさまざまな不安を「安心・安全」に変えていく取り組みを進めていきます。また、学校や地域活動等で保育所等と連携した乳幼児との触れ合いを積極的に推進し、命の大切さ、温かさ、家庭の役割等の意識啓発を図るとともに、核家族化による出産や育児不安に対応するため、相談事業や乳幼児の全戸訪問を引き続き行います。

キーワード②「支え合い」では、子育ての仲間が欲しい、子育ての悩みを解決したい、仕事と子育ての両立が難しいなど、社会背景が複雑になるにつれて、ますます多様化する子育て支援ニーズに対して、地域・行政・民間企業が「支え合い」ながら子育てをサポートしていける仕組みづくりを進めていきます。

中でも、延長保育をこれまでのひかり学園に続き、平成27年度からは、新たにくまのみらい保育所、くまの中央保育園で午前7時から延長保育を実施するなど、さらなる充実を目指します。また、放課後児童クラブを平成27年度におきましては小学校4年生まで対象学年を拡大し、第一、第四児童クラブは3クラスに分けるとともに、学校の休業日の開始時間を30分早めて午前8時からにするなど、事業の充実を図ります。

キーワード③「のびのび」では、誰もが子供には伸び伸びと育ててほしいと願うものです。そのため、遊び場、体験の場、学校生活など、子供が豊かな心を育む場の充実に努めるとともに、全ての子供が一人一人の人間として尊重される社会づくりを進めてまいります。

以上、計画の概要について説明しましたが、新制度では、保育所事業が大きく変わります。乳幼児の年齢区分、保育の必要性の有無により、表のように1号から3号までの保育認定に区分されます。保育所については、3歳児から5歳児が2号認定、0歳児から2歳児までが3号認定、保護者の就労状況等による認定を受けることになり、手続は保育所の入所申請に合わせて認定を行うこととし、保護者の手続はこれまでと大きな変

更はありませんが、新制度施行に伴う法律改正により、条例改正を行うこととしております。

資料の3枚目をお願いします。

本年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、子ども・子育て関連3法等において児童福祉法が改正されました。保育認定を受けるための保育所の入所基準については、これまで、市町村が条例で定める事由により、保育に欠ける児童について実施すると規定されておりましたが、子ども・子育て支援法施行規則第1条にいう、内閣府令に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な児童について実施することとなったため、熊野町保育所条例の一部改正条例を3月議会に上程させていただき、保育所設置や入所の承諾等の規定について整備し、その附則において、保育に欠ける事由について定める熊野町保育の実施に関する条例を廃止することとしております。また、保育料についても、保育料の根拠規程が児童福祉法から子ども・子育て支援法に改められたため、所要の文言を整理することとしております。

なお、保育所の入所基準としましては、資料に新旧対照表を掲載しておりますが、新制度においては、これまで町長が定める事項として、国からの通達により入所の措置をしてきました求職活動や通学、育児休業などが規定の中に明文化されており、入所基準としては大きな変更点はございませんが、就労時間が国の定める基準の中で最も短い48時間とすること、また保護者の就業時間等により、保育所の利用時間が8時間となる短時間保育の制度が新たに加わりました。

以上で説明を終わります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） ありがとうございます。

それでは、執行部からの説明が終わりました。質疑並びに意見はありませんか。

民法議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（民法） 以前にも申し上げましたが、このキーワード③の「のびのび」というところで、子供たちが伸び伸び育つために、そのため、遊び場、体験の場、学校生活とありますが、以前も申し上げたかと思うんですが、土曜日、祭日、日曜日のグラウンドの開放というのは、あれから検討というか。それをなぜ言うかという、この間沖田議員も言われたですが、北県営の新しい高層ビルのところで、子供たちがサッカーをしたり、

ボール投げをしたりするということで、その人が、広いところで、学校で遊べと言ったら、子供たちが学校は遊び場ではないというか、使っちゃいけないということで、いつもそこに夕方、学校から帰ってくると騒ぐというか。以前も申し上げたと思うんですが、グラウンドの開放というのは、どのように考えておられますか。無理ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今ちょっと、教育委員会が次の説明で入ってくるんですね。そのときに説明させてもらっていいですか、教育部長から。そうさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 具体的な例で考えるほうがいいと思うんですね、フィジビリティスタディということがありますが。

せんだって、私の娘と同級生の子らしいんですが、城之堀のほうで虐待がありましたね。これは幼児になったと。こういう人をどう救えばいいのかという。そういう意味では、今私も教育委員会、子供の成長の段階からやっぱり非常に価値観の教養も含めて難しい時代になっているようです。このたびも灰ヶ峰が見えますが、同じような事例で川崎でも起こっております。だから、これは瞬間的に初めて起こったわけではないんです。彼の二十何年の歴史の中で培われた問題なんですね。

せんだって、広島国際大学の御講師が来られてお話をされていらっしゃいます。年寄りの眠りのほうが主だったかもわかりませんが、子供の眠りという部分もちょっと言われました。今、随分明るくなりまして、子供が寝ない。精神も不安定な状態、さまざまな事例が出てきているわけですね。

本当にチームを組んで、民生だけじゃないです、これは学校教育の段階からも踏まえて。親の教育、親の教養、親が子供をしっかり見据えるという視点を持ちませんか、共同作業、地域の力も要るんでしょうけど、でもばらまきやばらまくほどみんな無責任になるんです。

そのあたりで、この子ども・子育てのやっぱり責任者は親であるよと。ここらはきち

っと置いてあるんでしたっけ、そこらを濟みません。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今、議員御指摘の子育ての責任についてという御質問でございますが、これは計画につきましても基本的にはまずは親が子育てについて一義的な責任を持つということが明記されております。ただ、今の虐待等も含めて、これは核家族化、少子化がどんどん進んでいく中で、保護者、親だけではなかなか子育てが難しい時代になってきているということで、行政はもちろんでございますが、地域、企業等におきましても責任があるということを念頭に置いた上での今回の計画等になっております。

具体的に、今虐待ということが出ましたが、やはり地域住民の方の協力も踏まえた上での、そういった親の支援を行っていくということも基本として置いた上での計画で考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 今、いろいろ上が、国のほうが福祉も含めて地域で見ようと。子育ても地域という方向を出してらっしゃるのであれですが、ただ、このジャンルは地域力ですよ。自治力も非常に大事です。国頼りばかりじゃだめです。

ある意味では無責任なんです。私の親は私が見るんだと。私の子は私が育てるんだという視点の根っこですよ。きちっとこれは地域から中央に発信する。安易に頼る、生活保護の問題もあるかと思いますが、働き場を提供する、つくる。今回、ふるさと創生でいえば生活保護はどんどん減ってくるべきなんです、働く場をつくるんですから。だから、いろいろな意味で、子育ての中でも働く場がつけられる可能性は十分あります。だから、責任というのをもう一度やっぱりみんなで議論しながら、基本はここだよと。ここをぜひしっかり表現してください。情報発信してください。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（沖田） 済みません。キーワード①「安心・安全」ということなんですけれども、校区内危険箇所の点検の推進というところで、町内全学校で交通安全教室を実施し、交通安全対策等について意識啓発を行うとともに、PTA交通安全当番防犯ボランティア等による下校時の見守りや青色回転灯をつけた公用車の巡回を実施、地域の見守り体制の充実を図りますとあるんですけれども、これは現在やってらっしゃることですよね。これを引き続きされるということなのか。また新たに充実させるためのお考えがあったらお聞かせいただきたいということと。

また、交通安全教室なんですけれども、子供たちが交通事故に遭わないようにということを中心にされているような気がするんですけれども、町内の中学生の自転車通学のマナーの悪さを多々指摘されるんですけれども、やはり各学校で取り組まれているとは思いますが、かなり町民の方から、自転車のマナーの悪さという声をお聞きしますので、それについての啓発事業なりなんなり、そういうことをお考えでしたらお聞かせください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） 光本次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○民生部次長（光本） 校区内での危険箇所の点検、それと子供たちへの交通教育等についてでございますが、現在も小・中学校のほうで取り組んでいただいております。教育課のほうで取り組んでいただいております。警察、それと防犯ボランティアさんを含めたことで、年に1回、交通安全教室を開いていただいております。引き続き、教育課のほうでは継続をして、子供たちが事故に遭わない、また交通事故だけではなくて、防犯も含めたそういった事故に遭わないような取り組みを続けていくということを教育課のほうから聞いております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（馬上） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○1番（沖田） ですから、それは自転車のことも含めてということですので捉えてよろしいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） そのように継続をしていくということで聞いております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） 済みません、児童クラブ専用施設の整備とサービス拡大の検討のところ
なんです、現在、4月から第一、第四児童クラブが3クラスに分け、保育の充実を図
りますというふうにあるんですけども、現段階での申請状況とか、あとまた支援員さ
んの確保の状況を教えていただければと思います。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 児童クラブの新年度の入所の申し込み状況でございます。新年度
から対象学年を1学年、4年生まで拡大をすることで受け付けましたが、現在、
247名の申し込みを受理しております。そのうち新4年生については31人の申し込
みをいただいております。

それで対応しますそれぞれ四つの児童クラブでの支援員の、これまで指導員と呼んで
おりましたが、支援員の必要人数でございますが、一応、今のところは30名というこ
とで設定をしております、若干ちょっと不足がございますが、今広報、ホームページ、
それと口コミ等で支援員の募集について当たっておるところでございます。何とか3月
末までには設定人数の支援員を確保するようにしたいというふうに努めております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） それでは、現在申し込み人数に対しては、この3クラスに分けたこと
により対応が十分できるというふうに捉えてよろしいですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本次長。

○民生部次長（光本） 第一と第三を1クラスずつふやしていくということで、既に教育委員会のほうからも新たな教室の確保をいただきまして、4月から対応できるということで準備を進めているところでございます。

○議長（馬上） 山野議員。

○10番（山野） 済みません、3ページにあります新旧の比較のところなんですけれども、妊娠中であるか、また出産後間もないという2番目のところなんですけれども、これの受け入れられてる期間、日数なんかの制限というのは設けていらっしゃるのでしょうか。それが各町とか、市町によって違うことがあるのかどうか、ちょっと教えていただけたら。

○議長（馬上） 光本次長。

○民生部次長（光本） 3ページ目の新旧比較表の右側の新というところの（2）、旧のところは（3）でございますが、妊娠出産時の保育所の預かり期間ということですが、基本的には出産予定日より前2カ月、出産月、それと出産後2カ月、計5カ月の期間を保育所での入所の預かり期間という基準で行っております。基本的には変わりません。

○議長（馬上） 山野議員。

○10番（山野） それでは、例えば里帰り出産があつて、熊野町から出た人が、娘さんが帰ってきて出産した場合、そういった場合にも同じ条件で受け入れてくださるというのがあるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（馬上） 光本次長。

○民生部次長（光本） 里帰り出産ですが、基本的には熊野町出身の方が町外のほうに転

出されて、町外の住民である方が出産を控えて里帰りされるということについては、期間は基本的には同じです。ただ、措置するというのが、例えばこれは町外の住民ですから、そこの所在地の市町での措置ということで、それは里帰りということで、熊野町と移転先の市町の担当部局からの申し出で、町のほうで・・・することになります。

~~~~~〇~~~~~  
〇議長（馬上） 山野議員。

~~~~~〇~~~~~  
〇10番（山野） じゃあ、住民票のあるところの措置の方法で、例えば出産時1カ月で、あとその前後2週間しかうちは見ませんといった場合に、熊野町に里帰りしたときに、いや、もう少し長く見てくださいと、熊野町へ頼んだ場合には、向こうの市との連携はどうなるんでしょうかね。希望は聞かないかな。

~~~~~〇~~~~~  
〇議長（馬上） 光本次長。

~~~~~〇~~~~~  
〇民生部次長（光本） ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、基本的には今の前後5カ月ということで考えております。

そう言いながらも、実は熊野町はたまたま今の段階で待機児童は出ておりませんが、待機児童が出ておる場合については、やはり町外を優先するというようなことはなかなか難しい状況が出ようかと思ひます。まだ、そういったケースはないですからあれですけども、ケース・バイ・ケースでちょっと判断せざるを得ないことだと思ひます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~  
〇議長（馬上） 山野議員。

~~~~~〇~~~~~  
〇10番（山野） できるだけ便利のいいようにやっていただければと思ひておりますので、よろしく願ひします。

~~~~~〇~~~~~  
〇議長（馬上） それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思ひます。

ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえ、今後検討していただ

くことを要望しまとめたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬上) 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

それでは、次の協議に移りたいと思います。

協議案件です。熊野町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について、執行部から説明を受けたいと思います。

清代部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長(清代) 熊野町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について、お手元に配付しております資料6のA3判の9枚を用いて、説明させていただきます。

本計画の策定に当たりましては、高齢者を対象にアンケート調査を実施し、高齢者保健福祉推進協議会において検討を進めてまいりました。今回、この協議会において計画の原案が取りまとめられましたので、本日はその概要と、3月定例議会において上程させていただく介護保険条例の改正などについて御説明します。

1ページをごらんください。

まず、「策定の趣旨」、「計画の性格」、「計画の期間」でございますが、この計画は、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据え、介護保険制度の大幅な改正や熊野町における取り組みを踏まえ、地域包括ケアシステムの確立を図ることを目的に、「地域包括ケア計画」と位置づけ、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、平成27年度から平成29年度の3カ年を計画期間としております。

次に、資料の右側ですが、「計画の基本目標」でございますが、広島県が策定する「第6期広島県高齢者プラン」の基本目標に沿い三つの目標を掲げ、各基本目標の枠の中には、特に重点を置いた取り組みを入れております。また、黒丸の取り組みにつきましては、介護保険法の改正に伴い、平成27年度からの施行を義務づけられた事業となっております。

基本目標3の二つ目の黒丸の新しい総合事業への移行につきましては、平成28年度の開始を予定しており、事業実施を猶予する規定を介護保険条例に設けることとしております。

2 ページをごらんください。

2 ページ目は、基本目標、また目標を達成するための具体的な施策の項目を体系としてまとめたもので、現在行っている事業を継続、拡充する内容になっています。主要内容について説明しますが、下線を引いた事業につきましては新しく義務づけられた事業ですので、後ほど3 ページ、4 ページの資料で説明します。

まず、基本目標1の「いきいきと活動するための環境づくり」では、(3)の健康づくりと介護予防の推進として、③の介護予防に主眼を置いた、住民が主体となり運営する集いの場づくりを充実させます。

次に、基本目標2の「支えあう地域づくり」の、(1)地域での生活支援の推進ですが、超高齢社会を見据え、高齢者の多様なニーズに地域全体で支えていく必要があり、その仕組みづくりが重要となってまいります。③の地域における見守り体制の強化として、新たに始まったいきいき生活応援店を充実・活用するなど、地域での見守りを強化いたします。

(3)の「高齢者が安全に暮らせるまちづくり」では、地域防災体制の充実を図るため、災害時に支援が必要な避難行動要支援者を把握し、平時から地域の防災体制に活用できる台帳の整備を進めます。

次に、基本目標3の「安心して暮らすための基盤づくり」の、(2)介護サービス基盤の整備では、平成27年度から29年度の介護保険サービス量と施設整備目標数を掲げております。高齢者アンケート調査の結果によると、介護が必要になっても自宅での暮らしを望む人の割合が高くなっており、居宅サービスに重点を置いた介護サービスの提供体制の充実を図ります。特に、在宅での介護を継続するためには、介護者の負担軽減を図る必要があり、今後、短期入所(ショートステイ)の需要はふえると予想されます。利用したいときにすぐ利用できる環境を整える必要があり、新たに9床の整備目標を設定しました。

また、特定施設入居者生活介護という事業の計画も入れておりますが、この事業は、有料老人ホーム等に介護サービスがつくもので、平成27年度から、特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上となることから、認定の低い要介護者の受け入れ施設としての重要を見込み、27床を設定しました。

次に、施策の中の下線を引いた、新たに取り組むことが位置づけられた事業について説明いたします。

3 ページをお願いします。

まず、基本目標 2 に掲げております、「生活支援サービス充実のための仕組みづくり」と「生活支援コーディネーター及び協議体の設置」についてですが、今後、ますます単身世帯がふえるなど、生活支援の必要性が増し、地域の多様な主体による生活支援サービスが利用できる地域づくりを構築する必要があります。また、生活支援サービスの担い手側に高齢者になることで、社会参加、社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながることも考えられます。生活支援サービスを充実させ、高齢者の社会参加を図るため、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担う「生活支援コーディネーター」の配置と、多様な関係主体間の定期的な情報共有、連携・協働による取り組みを推進する「協議体」の設置が位置づけられました。

町としましては、具体的には、平成 25 年度と 26 年度の 2 カ年で、商工会、筆組合、自治会、民生委員、介護事業所などのワーキング会議において、地域課題や資源について協議し、高齢者に優しい事業所として、いきいき生活応援店推進事業を開始しました。この、ワーキング会議を協議体に、また、ワーキング委員を生活支援コーディネーターとして配置する予定としております。

次に、右側をごらんください。

在宅医療・介護連携についてですが、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で最後まで自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護の関係機関が連携し、一体的に提供するもので、事業項目につきましては、中段からの枠の中に示しているアからクまでの事業を行います。町としましては、平成 27 年度に、事業項目アの地域の医療・介護サービス資源の把握を行う予定にしており、他の事業につきましては、今後、安芸地区医師会などと協議の上、実施することとしております。

4 ページをお願いします。

左側、「介護予防・生活支援サービスの実施」についてですが、この事業は、いわゆる要支援のサービスが市町事業となるもので、介護予防・生活支援総合事業という事業名となっております。この総合事業には、要支援 1 及び 2 の認定者が利用している、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）も、現行相当として位置づけられますが、あわせて住民ボランティアなどによる多様なサービスを、地域の実情に応じて整える必要がございます。

この事業も平成 27 年度からの取り組みとなりますが、町としては平成 28 年度から

移行することとしており、事業実施を猶予する規定を介護保険条例に設けることとしております。平成27年度は、移行に向けた準備を関係機関と行う予定としております。

右側をお願いします。

「認知症初期集中支援チームの設置」と「認知症地域支援推進員の配置」についてですが、認知症高齢者の増加が予測される中、早期診断・早期対応が重要であるとして、複数の専門職による個別の訪問を行い、適切な支援を行う仕組みとして、認知症初期集中支援チームの設置と、地域の実情に応じた認知症施策や事業の企画調整等を行う認知症地域支援推進員の配置が位置づけられました。町としましては、平成27年度に、町の保健師等を複数、認知症地域支援推進員として配置する予定としております。

なお、認知症初期集中支援チームの設置につきましては、要件を満たす専門医の確保が非常に難しく、今後、医師会などの協力を得ながら確保に努めたいと考えております。

以上が、新たに取り組むことが位置づけられた四つの事業ですが、どの事業も、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためには必要な事業であり、適切に取り組んでいきたいと考えております。

次に、介護保険料について説明いたします。資料は、5ページからとなります。

まず、保険料の改正案を説明し、その後に保険料の算出の根拠などについて説明いたします。5ページ左側の表が第5期、現在の介護保険料で、右側が改正後の第6期の保険料となります。

保険料は、被保険者本人やその人が属している世帯員の課税状況や所得によって区分され、階層区分は、国が示す標準の段階をもとに、保険者の判断による弾力化が可能とされ、第5期では8段階を設定しておりましたが、国が示す標準の段階が6段階から9段階に見直されたことを踏まえ、より所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うため、第6期では10段階の設定としております。

第6期の保険料の基準額は、網掛けの部分で5,696円としております。現在の保険料と比較しますと、基準額ベースで116円の増額となり、階層別では、それぞれごらんのとおりの増減幅となっております。

なお、第1段階、第2段階、第3段階の割合の欄に、括弧書きでの割合を入れておりますが、これは、消費税増税を財源とした公費を投入して、低所得者の保険料を軽減しようとするもので、平成27年4月からは、特に所得の低い第1段階を対象として、保険料基準額に対する割合を0.50から0.45に減額します。

なお、消費税10%が実施される平成29年4月からは、完全実施される予定です。
次に、第6期保険料の算定方法でございますが、6ページをごらんください。

算定の手順を、ステップ1からステップ5で整理しております。6ページ右側から8ページにかけては、各ステップの詳細を載せておりますが、6ページ左側の図において説明させていただきます。

ステップ1では、今後3年間の介護サービス給付費の見込み量と、地域包括支援センターの運営費や、第6期から実施が義務づけられた事業を実施するための経費である地域支援事業費の見込み量を算出しております。なお、サービス給付費については、第6期から、一定所得者の利用者負担が現在の1割負担から2割負担となることを踏まえ、影響額を減額しております。

ステップ2で、この3年間にかかる総給付費及び地域支援事業費の見込みを算出します。

ステップ3で、3年間に第1号被保険者の保険料で賄うべき負担額を算定します。ステップ2で算出した70億1,766万5,000円に、第1号被保険者負担割合の22%をかけ、15億4,388万6,000円を算出しました。なお、標準負担の22%は、第6期から、現役世代の第2号被保険者の負担割合が1%軽減されたことに伴い、現在の21%から1%の負担増となっております。

次に、ステップ4で第1号被保険者の保険料徴収で賄うべき保険料賦課総額を算出し、国から交付される調整交付金が減額されることから、調整交付金不足額の1億5,855万円を足し、17億2,436万6,000円としました。この調整交付金については、後ほど説明いたします。なお、第6期では、町準備基金の取り崩しについては、第7期以降の認定者増加に備え、行わないこととしております。

ステップ5で、保険料基準額を決定しております。ステップ4で算出した保険料賦課総額をもとに被保険者数で割り、最後に12カ月で割りまして、保険料基準月額が5,696円となりました。

調整交付金の制度ですが、資料の7ページの左側(4)をごらんください。

調整交付金は国からの交付金で、円グラフ下の表中に示しておりますが、市町村のそれぞれの状況による不均衡を是正するために設けられており、後期高齢者の割合が高く、また、低所得者の割合が高い市町村に多く配分されます。熊野町では後期高齢者が少ないことから、標準の5%ではなく、減額された1.63%から3.46%と見込んでおり、

その不足分につきましては、第1号被保険者保険料で負担することとなります。

8ページをお願いします。

8ページの右側には、保険料の増減理由を、保険料基準額ベースで数値と棒グラフであらわしております。御参照ください。

9ページをお願いします。

3月議会に上程させていただく、条例の制定及び改正の内容についてでございます。

まず、介護保険条例の改正ですが、先ほど説明しました保険料額及び階層区分の見直しと、低所得者に対する保険料軽減についての規定を設けております。なお、軽減については、国からの政令が現在のところ公布されていないため、施行期日については規則に委任することとしております。

次に、介護認定審査会ですが、現在、5人の委員で構成される合議体を三つ設け、月3回審査会を行っておりますが、今後、認定申請が多くなると見込まれるため、平成27年度から合議体を一つふやし、委員の定数を15人から5人ふやすこととしております。

次の(2)の二つの条例の一部改正ですが、この条例は、町が指定権限を持つ、地域密着型サービスの人員や運営に関する基準を定めた条例で、平成25年3月に第2次地方分権一括法の条例委任を受け制定し、運用しておりましたが、国の基準が見直されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

右側をごらんください。二つの新しい条例を上程させていただきます。二つとも、地域包括支援センター関係となります。いずれも、平成18年に国の基準に従い設置、運営しておりますが、第3次地方分権一括法の施行により条例委任されたことに伴いまして、このたび条例を制定するものです。

(1) としまして、高齢者の総合相談や虐待対応等の権利擁護事業等を行う地域包括支援センターの人員及び運営の基準を規定するものです。

(2) として、地域包括支援センターが要支援1及び要支援2の認定者のケアマネジャーとなり、介護予防プランを作成する事業所の運営等についての基準を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりました。質疑並びに意見があればお願いいた

します。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） この介護制度というのは、もう試験状態ですね。世界最先端の高齢社会でございます。その都度、多分いろいろ制度はつついていかないけん時代だと思っておりますけど。ただ、これは聞きながら考えますのに、低所得、高資産という現象が起こるんじゃないかと思っておりますね。熊野は現金で税金が払えんようになるんだらうと思っております。固定資産税、このたびは路線価で固定資産税が上がっていくようでございますが、地籍のほうも整備されて。

これを何とか、国頼りで待つのか、地域から考えるのか、ふるさと創生と一緒に考えるかなんですが、要は土地はあるんです。日銀にはじゃぶじゃぶとお金がある。このあたりの連携をしまして、そのお金を現物のお金でキャッシュフローをしていくような仕組みが必要になってくるんじゃないかと思っております。

というのは、家はある、田んぼはある、山はある。でも金にはならんと。熊野からは逃げはせんのですね。ただ、これをもとに何らかの形で税収に充てる。もう死んだら全部役場にあげますよと。それまでは何とか面倒を見てやと。わしも頭が悪いけえようわからんですが。ただ、そういう現象がいずれ起こってくるような気がします、この・・・問題も。だから、そこらの視点も踏まえて、ちょっとこれは介護保険、広い視野で捉えていただきたいなと。

農地バンクというのがありますね。今から多分農協が変わりますから、どんどん農地も集積されてくると思っております、つくれんですから。私も農業委員で城之堀のほうを歩きましたけど、上のほうはどんどんあいてきております。家の周りだけしかつくれんです。後継者をどう使うか。そこでお金をどう回していくか。これも含めて、熊野にある資産を使って税金をできるだけ使わんように、有効活用して介護ができるような仕組みをどこか頭に置いてってください。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 4ページの③が二つあるんだけど、これは間違いかな。介護予防生活

支援と認知症の・・・。

それと、一番最後のところで、熊野町地域包括支援センターの人員がやっぱり必要になって、職員が3人、4人ふえたとすると、これに対する国からの補助金みたいなものはあるんですか。町で全部見ろということなのかな。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 済みません、③が二つあるのはちょっとミスだと思います。

包括支援センターの職員の補助金があるかどうかということですが、これは地域支援事業費で賄われておりますので、3人の専門職を置いておりますが、全て交付金の対象になっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 認知症地域支援推進委員配置のところ、4ページなんですけれども、先ほども言われましたように、医療機関などと協議して専門医の確保に努めることが非常に難しいということだったんですけれども、具体的にどのように取り組まれるのかお答えください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 初期集中支援チームのほうなんですけど、基本的には来期3カ年のうちの最終年度までには支援チームを設置しなければなりません。基本、やっぱり難しいのは、先ほど言いましたように、やはり嘱託医、専門医。熊野町にはもちろんこの専門医となられるようなお医者さんはいらっしゃいません。あとは広島県が認知症の基幹となるような病院を今何カ所か設置をしております。この近くであれば瀬野川病院と、あとは草津病院、呉のほうゆう病院ですとか、東広島の宗近病院。どうしても医師会との協力のもとで、この先生に嘱託医になっていただくような格好しかちょっと考えられないので、多分これは熊野町だけではなくて、大きな市以外は、この初期集中支援チーム

の設置というのはどこも難しいことだと思います。医師会との連携のもとに、今のよう
な基幹病院との連携、そちらの専門医の先生を嘱託医としてお願いをするという格好に
なるかと考えております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） それでは、このあたりでまとめさせていただきたいと思います。

本日の協議内容については了とし、3月定例会において関係議案が提出されますので、  
改めて審議することとして、また今後この事業実施に当たっては、議員から出ました意  
見を十分に踏まえ、進めていただくことを要望し、まとめたいと思いますが、よろしい  
ですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさ  
せていただきます。

それでは、次に教育部門に移りたいと思います。

執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 1 1 時 3 8 分

再開 1 1 時 4 4 分

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告案件です。地方教育行政制度の改革について、執行部から説明を受けたいと思
います。

副町長。

~~~~~〇~~~~~

○副町長（立花） それでは、資料7の地方教育行政制度の改革について、御説明いた  
します。

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明  
確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する  
国の関与の見直しを図ることを目的とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の  
一部を改正する法律が、昨年6月20日に公布され、ことしの4月1日から施行される  
ことになっております。この法改正の概要と熊野町における適用につきまして、御報告

をいたします。

まず、改正法の概要ですが、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、名称は従来と同じ教育長でございますが、そういう責任者を置くことになりました。そして、その任免につきましては、町長が議会の同意を得た上で、直接任命・罷免を行うこととされております。また、この新たな教育長は、これまで教育委員長の職務でありました教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表いたします。

任期につきましては、他の教育委員はこれまでと同様４年で変更はありませんが、新教育長の任期は３年となっております。

教育委員会会議は教育長が招集することとなり、各委員は教育長に対し会議の招集を求めることができることに改められております。また、教育長は、教育委員会から委任された事務の執行状況を委員会に報告することになります。

さて、もう一つの今回の改正の主要なものとして、総合教育会議の設置と教育大綱の策定がございます。総合教育会議は、町長が設置・招集するものであり、町長及び教育委員会により構成されます。この総合教育会議において、町長は教育委員会と協議して、教育基本法に基づく国の教育に関する基本的な方針を参酌して、町における教育の振興に関する施策の大綱を新たに策定することになっております。

また、この会議では、今申し上げました大綱の策定以外に、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整を行うこととしております。

この改正法の施行期日は、平成２７年４月１日からとなっております。

また、経過措置としまして、この改正法に基づく新たな教育長の選任が行われるまでは、現在の教育長が委員としての任期満了まで従前の例により在職することとなっております。この場合は、教育委員長も同様に従来どおり在職することになります。

言うまでもありませんが、教育行政の主体といたしましては、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、従来どおり教育委員会が引き続き執行機関としての職務権限を持つことに変更はございません。

それでは、現実に熊野町ではどのようにこの法改正を適用するのかということですが、新制度への移行につきましては、熊野町においては、従前の教育長が引き続き在職できる経過措置を適用せず、４月１日から改正後の法律に基づく教育長を選任す

るよう所定の手続を進めたいと思っております。

また、法改正により制定が義務づけられました教育の振興に関する施策の大綱につきましては、町の総合計画の見直しを現在進めているところでもあり、それらと整合を図るとともに、新設される総合教育会議において、新教育長及び教育委員と協議して制定したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部の説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） ちょっと聞いてみるんですけど、総合教育会議というのが町長の招集でなされるという、これはメンバーは町長と教育委員会だけのみ。ほかの誰か専門職は。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） おっしゃったように、町長が新しい教育長、また教育委員と加わって、一緒に町長が入っていくということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） ということは、行政側からは町長のみで、あとは教育委員会のメンバーということで、行政に関するあれなんかは、賛否となると教員側のあれになっちゃうような気がするが、そういうことはないですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 基本的に教育行政にかかわる重点的などころは、教育委員会の中で今までどおりやっていただくと。ただ、今までと違うのが、教育長の任命権が町長にあり、町長の意思が十分に反映される形の中でやっていくということになりますので、町

長1人であっても、教育長の任命権という大きなものがありますので、そういう形の中でやっていくということになります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それでは、地方教育行政制度の改革についてはこの程度といたします。

三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 学校施設につきましては、小学校につきましては、児童には午後4時を過ぎますと、児童クラブに進む子以外は帰宅するように指導しております。中学校につきましては、クラブ活動終了後、帰宅するように指導をしております。

それから、土曜、日曜、それから祝祭日につきましては、社会体育施設として学校開放を進めておりますので、学校施設に関しては、児童・生徒は使用しないように指導している状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 使用しないように指導しているということですか。それはなぜ、NPOが管理されているんですよね体育館。スポーツ少年団とか、ソフトボールとか使ってますが、前にも申し上げたように、子供たちが高層アパート、貴船にあるじゃないですか。あそこの広場でサッカーをしたり、野球をしたり、困るんだと。おまえにあれほど前に言うたのに、まだ一向に変わらんというて、やかましくある人が言われた。この間、沖田議員もちょっと聞かれたんで、その点、できれば子供が、放課後児童クラブは残ってそこで遊ぶ、帰る子は遊べないというのが現状だろうと思うんですが、そこを何とか、なぜ開放できないのか。けがとかいろいろな問題、責任問題とかあるかと思うんですが、その点は無理ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 学校施設、以前は管理人がおって、有人で管理をしていた時代もあったんですが、現在、午後5時以降、それから土曜日、日曜、祝日につきましては、



機械警備をもちまして、学校は無人で機械警備で管理をしております。ということで、学校施設内で事故等が発生したときに把握するすべがございません。そういうことがございまして、学校施設の中につきましては、土曜、日曜に使用を許可している者以外は使用させないということを取り決めて運用をしている状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それでは、その他の案件といたしまして、町議会選挙の結果の速報放送について、執行部から説明を受けたいと思います。

副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） それではお時間をいただきまして、本年4月に実施される統一地方選挙事務に関して、執行部からお願いを申し上げたいと思います。

既に御承知のところですが、広島県議会議員一般選挙が4月12日、熊野町議会議員一般選挙につきましては、4月21日告示、26日の投開票でございます。最近では、開票作業に関する事件が全国的に発生し、選挙管理委員会や事務局が思わぬ注目を浴びる状況がございますが、町としましては執行に遺漏なきよう、また特に統一地方選挙は期間が短いこともあり、慎重かつ円滑に開票事務を進めるよう努めてまいります。

こうした状況の中で、本日は、選挙日当日における町議会議員選挙開票結果の取り扱いといたしまして、夜間における開票結果の町内放送は行わないこととする事の御了承をいただきたいと思います。

御存じのことと思いますが、本町の開票当日の町内放送に関しましては、放送が夜間で、かつ長時間になることや、町のホームページでリアルタイムで確認できること、また、生活スタイルの多様化を理由に、放送そのものへの苦情、特に定時時間以外の放送などへの苦情は一段と厳しく、こういった当時の町内事情も加わり、時期は不明ではございますが、ある一時期より放送を取りやめていたところ、平成23年に執行しました前回の町議選においては、議会からの御意見もあり、一転、放送を行ったところがございます。

こうした経緯も踏まえまして、本日は、町議選開票結果の夜間の臨時放送は行わないことについて、次の理由をもって、議員の方々の御了解をお願いするものでございます。

一つとして、夜間の臨時放送は、事件、災害等の急を要する事案にのみ限定していること。二点目として、インターネット環境や携帯電話の普及が一段と進み、町ホームページから簡単に情報を得る手段が向上したこと。三つ目として、電話音声応答装置の導入・活用により、家庭電話からの確認も可能であること。四つ目として、職員には開票作業終了後も後片づけ等の作業があり、放送後の問い合わせや苦情に対応する人員を、開票後直ちに役場に移動・配置させることが困難なこと。五点目として、安芸3町のいずれも放送していないことなどでございます。

最後に、先ほど前回の放送は議会からの御意見というふうに申し上げましたが、これは平成23年3月の、改選前の予算特別委員会での指摘事項であることを申し添えさせていただきたいと思っております。御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 今の説明に対して意見がありますか。よろしいですか。放送せんでいいと。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） それでは、放送しないことと決定いたしました。

以上で執行部からの報告は全て終わりました。ありがとうございました。

執行部退席のため、暫時休憩いたします。議員は少し残ってください。

休憩 11時59分

再開 11時59分

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それでは、事務局長から。

~~~~~○~~~~~

○事務局長（立花） 長時間なんですけど、ちょっと時間をいただきまして、議員様の議員年金と議員一時金について、ちょっと2点ほど簡単に説明させていただきます。

議員さんの年金制度につきましては23年に法改正があり、廃止されております。このたび初めて議員さんのほうで一時年金の請求が4月30日から請求されるようになります。こちらにおられる方は全て一時金ですので、その手続をとっていただくようになりますと思いますが、これについてはこの定例議会中に振り込ませていただく口座がわかれば、そのものを持ってきてもらうか、現在の報酬であればその旨を伝えてもらえば、事

事務局のほうで手続をさせていただきたいと思います。

また、向こう側に出ておられます年金とどちらかを選べるほうの方につきましては、年金については在職中はもらえませんので、議員が退職したときに初めて発生します。ただし、議員一時金については4月30日から請求手続がとれますので、この会期中に、今申しました口座振り込みの振込先、または議員報酬と同じであればその手続をしていただければ、事務局のほうでさせていただきます。

ただし、この年金か一時金かを選べる権利が7年間あります。それまでに議員在職中であれば、その方法で7年間の間に一時金にされるか、年金にされるか選んでいただきたいというふうに思います。

私からの説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○12番（中原） 例えば、今回やる議員が4年後までやって、やめた時点でもらえる。

~~~~~○~~~~~

○事務局長（立花） 早くもらおうと思えば4月30日に手続をしていただく。そうでなければ、もらいたいときにその手続を。7年の間は選べる権利があるということです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それでは、以上をもちまして本日の全員協議会は終了いたします。

大変御苦労さまでした。

（閉会 12時01分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長